

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
自動制御装置保守点検業務委託契約書

公立大学法人 沖縄県立芸術大学 理事長 波多野 泉（以下、「甲」という）と
（以下「乙」という）とは、附属図書・芸術資料館自動制御装置保
守点検業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は第2条に定める装置の正常な性能、機能を維持することを目的とする。

（設置場所および契約装置）

第2条 契約装置の設置場所は次のとおりとする。

- (1) 設置場所 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館
- (2) 契約装置 別紙1のとおり

（保守作業の内容）

第3条 乙が実施する保守業務の内容は別紙2「保守作業内容書」のとおりとする。

（委託料）

第4条 本契約に基づく委託料は、総額¥ ーとする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ ー）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 契約金額の支払いは、年額¥ ーとする。
- 2 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、適法な請求書を受理したときは、受理日の翌月末までに委託料を支払うものとする。
- 4 消費税額及び地方消費税額は、税率に変動がある場合は甲乙協議の上、改定する。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第28条第1項第6号により免除することができる。

（契約期間）

第6条 本契約の期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（故障時の要請）

第7条 乙は第3条に定める定期保守業務以外に、不時の故障等により甲から連絡があった場合には、速やかに点検業務を行うものとする。

(業務時間)

第8条 本契約に基づく保守点検は、原則として甲の通常勤務時間内に実施することとし、特別の理由により同時間外に実施するときには、双方協議の上、行うものとする。

(交換機器および部品)

第9条 本契約に基づく保守作業に伴い、交換の必要を生じた部品または機器の代金負担の区分については別紙3のとおりとする。

(契約適用外作業)

第10条 次の各号に定める事項は、本契約の適用外作業とする。

- (1) 契約装置の維持、管理のための運転監視および日常巡視点検作業
- (2) 契約装置の改造作業ならびに使用法変更に伴う組替え、調整作業
- (3) 契約装置の設置場所変更による移動、据付、調整作業
- (4) 契約装置のオーバーホールおよび工場持ち込み修理
- (5) ダンパー本体・VAV本体の点検、調整作業
- (6) バルブ本体の取り外し、取り付けおよびそれに伴う配管、保温補修作業
- (7) バルブのパッキン交換作業
- (8) 火災、水害、地震、落雷等の甲乙双方の責にきすることのできない原因により生じた損傷の修理作業
- (9) 乙以外の故意または過失により生じた損傷の修理作業
- (10) 特別な要請による臨時作業

(保守作業中の届け出)

第11条 乙は契約装置の保守作業中に次の事態が生じたときは、遅滞なく甲に届け出てその指示を受けるものとする。

- (1) 部品の交換が必要と判断したとき
- (2) 保守作業が不可能または不適當であると判断したとき
- (3) 保守作業が継続できない事態が生じたとき

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委託し、請け負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲が本契約を解除することができる。これにより乙又は業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について甲は賠償責任を負わないものとする。

(便宜の提供)

第13条 甲は本契約に業務の実施に際し、施設、電力、水道、通信設備等を乙に無償で提供するものとする。

(保守作業の完了確認)

第14条 乙は保守作業が終了した場合は、直ちに甲に報告し承認を得るものとする。
2 乙は甲の承認により作業が完了したものとする。

(責任の範囲)

第15条 本契約に基づく乙の保守作業が不完全であった場合、乙は直ちに必要な保守作業を実施し、契約装置に対する故障、不具合の復旧につとめることとする。ただし、間接的な甲の損害に対し、乙は責任を免れるものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲および乙は本契約の履行にあたり知り得た相手方の業務上の秘密事項または相手方の不利益となる事項を第三者に漏洩してはならない。
2 甲および乙は、本契約の契約期間満了後または本契約解除後も前項の規定の義務を負うものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 翌年度以降において予算の当該金額について減額または削除があった場合。
- 2 甲は、前項第1号から4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。
また、前項第5号から第12号の定めにより、この契約を解除しようとするときはただちに解除できるものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(協議事項)

第18条 本契約に定めなき事項、または各事項の解釈で疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本契約書2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市首里当蔵町1丁目4番地
公立大学法人 沖縄県立芸術大学
理事長 波彗野 泉

乙